平成２７年４月定例教育委員会　会議次第

開催日時：平成２７年４月２８日　（火）９時から
会　　場：臼杵庁舎　３０１会議室

１　開　　会

２　教育長報告

３　協議事項
　報告第　３号　　専決処分の承認を求めることについて
　　（臼杵市スポーツ推進委員の委嘱について）
　第２３号議案　　文化財調査委員の委嘱について
　第２４号議案　　臼杵城跡保存整備委員会委員の委嘱について
　第２５号議案　　臼杵市図書館協議会委員の任命について

４　小学校及び中学校の適正配置について

５　学力向上について
　・小中一体教育の取り組みについて

６　教育予算等について

７　閉　会

平成２７年４月

定例教育委員会議案

臼杵市教育委員会

平成２７年４月定例教育委員会付議議案　目次

報告第　３号　　専決処分の承認を求めることについて……1
（臼杵市スポーツ推進委員の委嘱について）
第２３号議案　　文化財調査委員の委嘱について……3
第２４号議案　　臼杵城跡保存整備委員会委員の委嘱について……4
第２５号議案　　臼杵市図書館協議会委員の任命について……5

報告第３号

専決処分の承認を求めることについて

臼杵市スポーツ推進委員の委嘱について、下記のとおり専決処分をしたので、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成 17 年教育委員会規則第６号）第２条の規定に基づき報告し承認を求める。

平成２７年　４月２８日提出

臼杵市教育委員会教育長　斎　藤　克　己

専決年月日　平成２７年　４月　１日

専決処分内容　下記のとおり

記

臼杵市スポーツ推進委員の委嘱について

スポーツ基本法（平成２３年法律第７８号）第３２条第１項の規定に基づき臼杵市スポーツ推進委員を委嘱する。

臼杵市スポーツ推進委員名簿

No.	氏　　名	性別			スポ推歴	推薦者（地区）
1	吉良　学	男			6　年	深　江
2	野上　快	男			4　年	海添・本丁・浜
3	平山　璃奈	女			初	港町・祇園洲
4	徳丸　香枝	女			8　年	八　町
5	山下　美香	女			初	福良・平清水
6	山木　哲男	男			2　年	市　　浜
7	安東　稔	男			6　年	下　　南
8	山崎　冴香	女			2　年	南　津　留
9	安達　好紀	男			1　年	上　　北
10	平松　美恵	女			初	海　　辺
11	松村　康秀	男			8　年	下　　北
12	尾崎　　康	男			13　年	下　ノ　江
13	渡辺　嘉治	男			13　年	佐　志　生
14	板井　定治	男			38　年	二王座・塩田
15	野中　弘美	女			15　年	野　　津
16	姫嶋　亮太	男			初	南　野　津
17	廣田　孝一	男			27　年	都　　松
18	後藤　眞弥	男			初	戸　　上
19	児玉　忠志	男			初	都　　松
20	兒玉　元子	女			8　年	市ス推委協
21	佐藤　圭一	男			2　年	市ス推委協
22	裏　このみ	女			初	市ス推委協

任期：平成２７年４月１日～平成２９年３月３１日

理　由

スポーツ推進委員の任期が満了となり、引き続き委嘱する必要があるため。

第２３号議案

文化財調査委員の委嘱について

臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成１７年臼杵市教育委員会規則第６号）第１条第１３号の規定に基づき議決を求める。

平成２７年　４月２８日提出

臼杵市教育委員会教育長　　斎　藤　　克　己

臼杵市文化財保護条例（平成１７年条例第２０８号）第６３条の規程に基づき、下記の者に文化財調査委員を委嘱する。

記

氏　　名	性別	年齢	所属	専門分野
吉田　稔（よしだ みのる）	男	67	大分県自然保護観察員	近代史 自然環境
木本　邦治（きもと くにはる）	男	55	川登小学校校長	近世史 古文書解読
稲垣　美津江（いながき みつえ）	女	68		文化財的観点からのまちづくりデザイン
加藤　康彦（かとう やすひこ）	男	58	大分県立美術館学芸普及課長	美術史 絵画・彫刻
足立　美紀（あだち みき）	女	50	ヤマコ臼杵美術博物館学芸員	日本近代史
関　泰典（せき やすのり）	男	56	臼杵市仏教会幹事 大分県建築士会臼杵支部会員	建築 まちづくりデザイン
吉良　國光（きら くにみつ）	男	58	大分県立芸術文化短期大学名誉教授	日本中世史 中世信仰と集落
永松　芳恵（ながまつ よしえ）	女	50	北中学校教諭	日本近現代美術史

任期：平成２７年５月１日～平成２９年４月３０日

理　由

文化財調査委員の任期が満了となり、引き続き委嘱する必要があるため。

第２４号議案

臼杵城跡保存整備委員会委員の委嘱について

臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成１７年臼杵市教育委員会規則第６号）第１条第１３号の規定に基づき議決を求める。

平成２７年　４月２８日提出

臼杵市教育委員会教育長　　斎　藤　　克　己

臼杵城跡保存整備委員会要綱（平成１７年教育委員会告示第６号）第３条の規定に基づき、下記の者に臼杵城跡保存整備委員会委員を委嘱する。

記

氏　　名	性別	年齢	所属	専門分野
後藤（ごとう）　宗俊（むねとし）	男	76	前別府大学名誉教授	考古学
豊田（とよた）　寛三（かんぞう）	男	70	別府大学学長	近世史学
丸山（まるやま）　巌（いわお）	男	73	日本文理大学環境科学研究所客員研究員	土木
高瀬（たかせ）　哲郎（てつろう）	男	64	元佐賀県立名護屋城博物館学芸課長	石垣構造
三浦（みうら）　正幸（まさゆき）	男	60	広島大学教授	日本建築史
吉田（よしだ）　稔（みのる）	男	67	大分県自然保護観察員	近代史

任期：平成２７年５月１日～平成２９年４月３０日

理　由

臼杵城跡保存整備委員会委員の任期が満了となり、引き続き委嘱する必要があるため。

第２５号議案

臼杵市図書館協議会委員の任命について

臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成１７年臼杵市教育委員会規則第６号）第１条第１３号の規定に基づき議決を求める。

平成２７年　４月２８日提出

臼杵市教育委員会教育長　　斎　藤　　克　己

臼杵市立図書館条例（平成１７年条例２０４号）第９条の規定に基づき、下記の者に臼杵市図書館協議会委員を任命する。

記

氏　　名	性別	年齢	所属	専門分野
笹山（ささやま）　昭義（あきよし）	男性	71	臼杵市観光情報協会会員	社会教育
後藤（ごとう）　馨（かおる）	女性	53	図書館利用者代表	家庭教育
益（ます）　美智子（みちこ）	女性	68	退職校長会	学校教育
木元（きもと）　孝功（たかのり）	男性	59	学校校長会	学校教育
加茂（かも）　千恵子（ちえこ）	女性	63	読み聞かせグループ（よむよむの会）	社会教育

任期：平成２７年５月１日～平成２９年４月３０日

理　由

臼杵市図書館協議会委員の任期が満了となり、引き続き任命する必要があるため。

４．小学校及び中学校の適正配置計画について

平成２７年３月３１日に、臼杵市教育問題検討会議から「臼杵市立小中学校のこれからのあり方について」の答申を受けたので、下記のとおり進めていくことについて、ご意見を伺いたい。

記

（１）小学校について
・授業集団が５人に満たない学校（対象校：佐志生小学校、川登小学校、南野津小学校）について、保護者との話し合いをおこない、児童にとってよりよい環境について、議論を進める。
・小学校の中期適正配置計画（２０２０年のあるべき姿）の策定作業に取り掛かる。

（２）中学校について
・１学年が１クラスになる南中学校については、小規模特認校としての検証を行い今後の方針について提示する。

臼杵市立小中学校のこれからのあり方について

平成２７年３月３１日

臼杵市教育問題検討会議　答申

はじめに

平成１７年の市町村合併により新臼杵市が誕生してから１０年が経過し、その間に小学校と中学校の児童生徒の合計数は１２．９パーセント、実数にして４２５人（平成１８年４月と平成２６年４月との比較）減少するなど、少子化はますます進行しております。

この間、平成１８年度に策定された「臼杵市立幼稚園・小学校・中学校の適正規模・配置計画」に基づいて統廃合が進められ、小学校は１９校から１３校に、中学校は７校から６校となりました。

そして、この計画が平成２８年度までの計画であることから、その後の計画策定の指針を定めるべく、臼杵市教育委員会によって、臼杵市教育問題検討会議（以下検討会議という。）が設置され、臼杵市立小中学校のこれからのあり方について検討会議に諮問されました。

これを受けて検討会議では、児童生徒にとってよりよい教育環境を提供することを目的に、様々な角度からいろいろな意見を出し合い、１１月には喫緊の課題である「中学校における適正規模のあり方」について意見をとりまとめ、中間答申として臼杵市教育委員会に提出いたしました。

その後、「中学校における通学区域の見直し」と、「小学校の適正配置計画」について議論を重ね、ここに最終答申として取りまとめたものです。

本答申は、児童・生徒の減少に伴う教育上の課題に対応するための考え方や方策について、これまでの議論の中で出された意見等をまとめたものです。今後は、この答申に基づき、臼杵市の教育に関する諸課題を解決するための計画を策定することを教育委員会に求めるものであります。

平成２７年　３月３１日

臼杵市教育問題検討会議
会　長　　三　重　野　　猛　志

臼杵市教育問題検討会議会長之印

１． 諮問事項

平成２６年８月７日

臼杵市教育問題検討会議
会長　　様

臼杵市教育委員長　垂井　美千代

臼杵市立小中学校のこれからのあり方について（諮問）

臼杵市の少子化問題は深刻であり現状のままでは、最適な教育環境を提供し続けることが困難な状況にあると考えています。
つきましては、将来にわたって児童生徒がよりよい教育環境下で学ぶことが出来るよう下記事項につきまして貴会議の意見を求めます。

記

１．中学校について
（１）適性規模のあり方について

（２）通学区域の見直しについて

２．小学校について
（１）適正配置計画について

２． 審議の経過

第１回検討会議（平成 26 年 8 月 7 日開催）

・委嘱状交付　　・会長選出

・諮問　　・小中学校の現状及び児童生徒数の将来推計について

第２回検討会議（平成 26 年 9 月 2 日開催）

・要綱確認

・中学校の適正規模について

①部活動の現状について

②クラス数について

第３回検討会議（平成 26 年 10 月 2 日開催）

・中学校の適正規模について（まとめ）

・学校区について

第４回検討会議（平成 26 年 11 月 6 日開催）

・中学校の適正規模についての中間答申案について

・中学校における通学区域の見直しについて

中間答申（平成 26 年 11 月 10 日）

第５回検討会議（平成 26 年 11 月 25 日開催）

・中学校の適正規模についての中間答申について

・中学校における通学区域の見直しについて

第６回検討会議（平成 27 年 1 月 15 日開催）

・中学校における通学区域の見直しについて

・小学校の適正配置計画について

第７回検討会議（平成 27 年 2 月 10 日開催）

・中学校の通学区域について（まとめ）

・小学校の適正配置計画について

第８回検討会議（平成 27 年 3 月 18 日開催）

・最終答申案について

３．　現状及び課題

今回諮問された三つの事項に対して、委員が現状をどのように認識しているのか、またどのような課題があると感じているのかを以下に記述します。

（１）中学校について

①適正規模のあり方について

国は、理想的な中学校の規模として、全校で１２～１８クラス（１学年４～６クラス）が望ましいとしている。

平成２６年度における大分県下１２７校の状況は、全校で１～３クラスが４７校（３７％）、４～５クラスが９校（７％）、６～１１クラスが３６校（２８％）、１２～１８クラスが２７校（２１％）、１９クラス以上が９校（７％）という状況であり、７２％の中学校において国が考える理想的な学校の規模を下回っている。

臼杵市内の中学校においても、全校で１～３クラスが２校、６～１１クラスが３校、１２～１８クラスが１校という現状であり、国が理想とする規模に達しているのは１校のみである。

規模の小さな中学校では、生徒数に対する教員数が比較的多くなるため、生徒一人ひとりに教員の目が行き届きやすく、細やかな指導が行われることが期待できると考えられる。生徒数が少ないことで、生徒会、専門委員会、学校行事等において必然的に責任ある役割を担うことが多い。そのため所属感や達成感等が高められ人間的成長が期待できる。また、地域や保護者の協力が得やすく、学校、地域、保護者が一体となった教育の実践が行われやすいのが実情である。

一方で、配置される教員の数は、学校規模（クラス数）に比例することから、教員の数にも限りがあり、免許を持たない教科を担当することが避けられない点や、体育祭や球技大会等の学校行事を通じた、個人間や団体間での協力や競争に欠ける点など、課題も多く存在する。

また、主たる教育活動を補完するものとはいえ、多くの中学生にとって心身の成長を促す効果が期待される部活動についても、サッカーや野球など多くの人数が必要となるチーム競技部が成立しにくくなるため、希望する部活動に取り組めないという状況が生じている。

■参考資料

委員の発言内容

①部活動について

・小学校はともかく中学校、高校、大学と規模が大きくなっていく中で、切磋琢磨する環

境として、部活動は必要である。

・教育の一環として非常に効果的とは思うが、義務教育の中では、あくまで主たる教育活動を補完するものである。

・１学年が１０人から１５人で推移していく小さな中学校では、部活動の選択肢がなく、生徒にとって厳しい状況であると認識する。

・小規模校以外の学校でも、希望する部活動が必ずあるわけではないし、生徒が好きな部活動に入部するというわけでもない。また全生徒が入部しているものでもない。

②中学校の適正規模について

・人数が少なければ、生徒一人ひとりの負担は増えることもあるが、その分色んな経験を積むことができるし、生徒の成長が望める。

・中学校は教科制であり、本来生徒１人に９名の教師が必要。小さな学校ほど免許を持たない教師が増えることになる。（特に体育・美術・音楽・技術家庭）

・中学で初めて複数クラスで学び、子どもは戸惑いながらも成長したと感じた。小規模校から高校に進学しても馴染める生徒もいるだろうが、中学校では複数クラスが必要ではないか。

・小規模校も決して悪いことばかりではない。財政の許す限り生徒のためにどうすればよいかを中心に考えてほしい。

・国の基準に照らせば、臼杵市には大規模校といえる学校はないのが現状。

②通学区域の見直しについて

市町村教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校が２校以上ある場合は、学校教育法施行令の規定により就学予定者等の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならないとされており、そのため、多くの市町村教育委員会は、あらかじめ学校ごとに通学区域を設定し、これに基づいて就学すべき学校を指定している。

臼杵地域の中学校における通学区域については、昭和３０年代から大きく変わることなく現在に至っており、その間、道路や橋梁の整備による通学環境の変化や、農地や山林の宅地開発化による人口分布の変化など、中学校区内の環境は大きく変化してきているが、これらを反映した通学区域にはなっていないのが実情である。

また、小学校区内に２つの中学校の通学区域を有する小学校があり、保護者や児童の気持ちを考えると、いずれは解消する必要があると考える。

国は、平成２７年１月に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（案）」を作成し、その中で、中学校における通学距離については「６ｋｍ以内」という従来の考え方を踏襲しながら、新たに通学時間として「概ね１時間以内」という目安を加えている。

また、学校は生徒の教育のための施設であるだけでなく、地域のコミュニティの核としての性格を有することが多く、まちづくりのあり方と密接不可分であるという性格も持っていると示しながら、クラス替えが出来ない中学校については、学校統合の適否も含め今後の教育環境のあり方を検討することが必要であると示している。本市の中学校においても、現在は１学年２クラス以上を維持している学校でも、生徒数の減少により将来的に国の手引で示す１学年１クラス以下となることが予想される学校が存在している。

■参考資料

委員の発言内容

①通学区域の変更に関する総論的意見

・校区を考える際は交通面と防犯面の安全性を重視してほしい。

・保護者は通学距離の短い学校よりも、生徒数の多い学校を好む傾向があるようだ。

・急激な校区の変更は摩擦や混乱を生むので、何年間か緩衝地域を設けるべきだ。

・緩衝地域を設けて子どもに選択させることは、子どもの成長によい影響を与えないことも考えられる。行政が責任をもって線を引くべきだ。

・小学校卒業時に友人と別れる経験をすることは、子どもにとって貴重な経験になる。

・校区の設定については長期的なビジョンを示さないと、住民にとっては居住地の選択や住居の購入にも大きく関わってくる。

②特定の校区についての意見

■福良ヶ丘小学校区を東中学校区に変更することについて

・現在東中は大半が臼杵小出身で、ほぼ１中学校につき１小学校区の状態になっており好ましくない。

・千代田区や温井区は西中学校に通う場合と比べて通学距離が長くなるが、風成区から東中学校に通うよりは距離が短い。

・福良ヶ丘小学校から東中学校に進学する生徒が極端に少ない学年もあるため、寂しい思いをさせていることが懸念される。

・福良ヶ丘小学校はもともと臼杵小学校から分かれてできた学校なので、過去の歴史から考えれば東中学校に通うことに違和感はない。

■その他

・西中は住宅密集地の中にあり、体育祭やＰＴＡ行事の際の駐車場が確保できないなど、立地の面で現在の位置は好ましくない。

・臼杵商業高校跡地に西中学校を移転させてはどうか。もしくは統合中学校を作ってはどうか。

・下南小学校を南中学校区に変更することで、南中学校を存続させることはできないか。

（２）小学校について

①小学校の適正配置計画について

国は学校教育法施行規則第４１条の中で、小学校の学級数について１２学級以上１８学級以下を標準としながら、特別の事情がある場合はこの限りではないと規定している。また、平成２７年１月に文部科学省が示した『公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（案)』によると、学級数については少なくとも１学年１学級、できれば１学年２学級以上が望ましいとしながらも、学校は地域のコミュニティの核としての性格を有することが多く、市町村が小規模校を存続させることが必要であると考える場合、その判断は尊重される必要があるとされている。

臼杵市では平成１８年に策定した「臼杵市立幼稚園・小学校・中学校の適正規模・配置計画」にある、「可能な限り地域の子どもは地域で育てる」という基本的な考え方と、「国の学級編成基準等から適正な授業集団の下限を５人とし、これを下回る学年（学級）を有する学校を適正配置の対象校とする」という基本的な指針に基づいて適正配置を行ってきた。

その結果、小学校では深江小学校、上浦小学校、戸上小学校、都松小学校、田野小学校が廃校され、中臼杵小学校と南津留小学校が統合して臼杵南小学校が新設された。

また中学校では深江中学校が廃校され、平成２６年度現在、市内の小学校は１３校、中学校は６校となっている。

■参考資料

委員の発言内容

・小学校も中学校と同様に通学区域の見直しが必要である。

・小学校は地域に活気をもたらす重要な施設であるので、一時的に１学年の人数が５人を下回ることがあっても、直ちに廃校にはしないで欲しい。

・小学校は地域にとって一つのシンボルであるが、統廃合の判断は児童と保護者の意見を最優先すべきだ。

・ごく小規模の小学校に通わせることを避けるため、地元を離れる選択をする保護者がでてくる恐れがある。保護者や児童にとって魅力ある学校として存続させなければ意味がない。

４．課題の解決に向けた方針

臼杵市内の小・中学校が抱える課題を解決し、将来に向けてよりよい教育環境を整えていくため、今後講じるべき方策について以下に記述します。

（１）中学校について

①　適正規模のあり方について

中学卒業までに必要となる社会性を身につけるとともに、クラス間で競い合い、お互いを高めあうことができる教育環境としては、最低でも全校で６クラス以上（１学年２クラス以上）となることが望ましい。

生徒にとって好ましくない状況が続くことが想定される中学校については、現状を踏まえた臼杵市教育委員会としての今後の方針を早急に提示することを求めるものである。

②　通学区域の見直しについて

通学区域の見直しを行う際に通学環境や人口分布の変化、さらに中学校を取り巻く教育環境を地域住民に対してしっかりと説明し、理解を得ながら行っていくことが望ましい。

さらに、通学区域を変更する際には、地域住民、特に子育て世代が困惑しないよう数年間の周知期間を設けるなどの配慮が必要である。

また、この周知期間においては、居住する校区の中学校と隣接する校区の中学校から選択できる制度など、激変緩和措置（経過措置）の導入も検討する必要があると考える。

なお、学校の立地についても、できるかぎり自然災害の危険が及ばない場所に設置することが望ましい。

（２）小学校について

①　適正配置計画について

新たな適正配置計画の策定に当たっては、以下に列挙する６項目について十分に留意しながら行われることが望ましい。

○平成１８年の計画にある「可能な限り地域の子どもは地域で育てる」という基本的な考え方と、「国の学級編成基準等から適正な授業集団の下限を５人とし、これを下回る学年（学級）を有する学校を適正規模の対象校とする」という指針を今後も踏襲すること。

○統合した小学校が時を置かずして再度統合対象校となるようなことの無いよう、将来推計を慎重に行うこと。

○小学校を統合する場合は、既存の場所に捉われず新しい場所に設置することも検討すること。

○児童の安全はもとより、地域住民にとっても災害時の避難施設として機能するよう、新設や移転の際にはできる限り自然災害の危険が及ばない場所に設置すること。

○通学区域について、中学校の通学区域と整合性を保ちながら、児童や保護者にとってより安全で分かりやすい区域設定となるよう、見直しに向けた検討を行うこと。

○ごく小規模の小学校においては、児童の教育環境を第一に考え、他校との合同授業・合同行事といった方法を取り入れるなど、小規模校のデメリットを補いながら豊かな教育活動を保障することができるよう配慮すること。

５．検討を終えて（まとめ）

今回、臼杵市教育委員長からの諮問を受け約８ヶ月に渡って検討を行ってきました。３つの諮問事項のうち特に中学校の適正規模については喫緊の課題であったため、他の諮問事項に先んじて答申するという異例の対応となりました。

８月から審議を始め、短い期間ながら議論を尽くし、１１月に中間答申を提出することができましたが、この中間答申を受けて臼杵市教育委員会がただちに豊洋中学校の廃校と、来年度新入生の北中学校への入学を決定されたことは、生徒によりよい教育環境を提供するためには必要な措置であったと評価する一方で、対象の生徒を抱える保護者はもちろん、地元住民にとってもいささか急なことで混乱が生じたのではないかと懸念しております。

少子高齢化の進行が著しい現代社会において、教育に関する問題は市の将来を左右する重要事項であり、住民の関心も非常に高くなっています。本検討会議としては、臼杵市教育委員会に対し、今回の答申内容を十分に吟味した上で、通学区域の見直し計画と適正配置計画の立案に速やかに着手し、将来に向けた展望をできるだけ早期に市民に向けて示すよう求めるものであります。

６．資料

臼杵市教育問題検討会議　委員名簿

（敬称略・五十音順）

	阿　南　憲　治	臼杵市自治会連合会理事（南野津）
	雄　嶋　正　作	臼杵市ＰＴＡ連合会副会長（西中学校ＰＴＡ会長）
	甲　斐　美由紀	保護者
	亀　井　ゆきみ	主任児童委員
	川　野　雄　一	臼杵市ＰＴＡ連合会会長
	吉　良　達　雄	臼杵市自治会連合会理事（川登）
	古　城　真　代	大分県教職員組合臼津支部
	齋　藤　勝　美	臼杵市自治会連合会副会長
	佐　藤　耕　平	市浜地区地域振興協議会会長
	染　矢　勲　雄	臼杵市自治会連合会副会長
	竹　本　照　代	臼杵市ＰＴＡ連合会副会長（北中学校ＰＴＡ副会長）
	中　上　文　忠	臼杵市自治会連合会理事（佐志生）
	長　森　幸　子	臼杵市ＰＴＡ連合会副会長（南中学校ＰＴＡ副会長）
	大　戸　純　子	保護者
	野　上　亜津子	臼杵市ＰＴＡ連合会副会長（福良ヶ丘小学校ＰＴＡ会長）
	橋　迫　　勝	南津留地区地域振興協議会会長
	疋　田　忠　公	臼杵市自治会連合会副会長
	廣　戸　とよ子	大分県漁業協同組合女性部臼杵支部支部長
	福　田　和　民	臼杵市自治会連合会理事（中央）
	藤　澤　裕　美	保護者
会　長	三重野　猛　志	退職校長
副会長	山　本　貞　子	主任児童委員
	油　布　博　明	臼杵市小中学校校長会
	鷲　上　千　恵	保護者
	渡　邉　博　道	臼杵市自治会連合会会長

平成２７年度　臼杵市小中一体教育実施要項

平成２７年４月１日
臼杵市教育委員会

１．目　　的
・中学ブロックごとに『めざす児童生徒の姿の具体』を共通理解し義務教育９年間を見通した　系統的な教育を行うことで、小－小、小－中、家庭、地域の連携を深め教育効果を上げる。
・中学ブロックごとにそれぞれの特色を活かすことで魅力ある教育活動を展開する

２．対　　象　　臼杵市内公立小・中学校（小学校１３校　中学校６校）

３．実施開始日　　平成２７年　４月　１日

４．ブロックの編成について

・ブロックは、以下の５ブロックで編成する。

豊洋・北ブロック		南ブロック	西ブロック	東ブロック	野津ブロック
豊洋中 佐志生小 下ノ江小	北中 海辺小 下北小 上北小	南中 臼杵南小	西中 下南小 市浜小 福良ケ丘小	東中 臼杵小	野津中 川登小 野津小 南野津小

５．　実施内容
（１）推進協議会について
各ブロックに推進協議会を設置し、ブロックの独自課題解決に向けての議論や各部会の調整を行う。推進協議会は、学校長と主担当者で組織する。また必要に応じて担当者が適宜、推進協議会に参加する。
（２）各部会の設置について
各ブロックごとに以下の３部会を設置する。なお、ブロックの実情に応じて他の部会を設置することができる。
・学力向上部会
・特別支援教育部会
・人権・同和教育部会

６．　取組内容

各ブロックにおいて、上記に示した推進協議会および各部会を活用しながら、以下の（１）から（３）に示す事項について実践的な取組を行う。
（１）子どもたちの学力向上に関すること
・授業規律や家庭学習ルールなどの教職員の共通理解。
・学校間の互見授業の実施など
（２）特別支援教育・就学支援に関すること
・子どもたちの様子を共有化
・子どもの特性に応じた教育の実践
・必要に応じて授業観察の実施
・連携体制を確立することで、幼保から小、また小から中へのなめらかな接続。
（３）人権・同和教育に関すること
・市同研と連携した人権・同和教育のより一層の充実
・児童生徒の理解の促進

７．　提出書類

（１）　各ブロックは「小中一体教育実施計画書」を臼杵市教育委員会学校教育課長あて提出する。
（２）　各ブロックは「小中一体教育実施報告書」を臼杵市教育委員会学校教育課長あて提出する。なお参考となる資料・写真等がある場合には、成果物として報告書に添付する。

８．　実施上の留意点

（１）「小中一体教育実施計画書」及び「小中一体教育実施報告書」の作成については、各ブロックの児童生徒及び地域の実態やこれまでの取組等を踏まえて、各ブロックで十分に共通理解を図った上で作成する。
（２）臼杵市教育委員会は、本事業の進捗状況等を把握するため各ブロックごとの協議会や部会に適宜参加する。その際には、別途連絡する。
（３）臼杵市教育委員会は、年度末に、各ブロックごとの研究成果を臼杵市内に発信するとともに状況を集約し、各学校・家庭・地域に情報提供することで、小中一体教育の一層の推進を支援する。

小中一体教育　その１　「発達（の段階）に応じたねらいと見通し」

目的
○中学ブロックごとに『めざす児童生徒の姿の具体』を共通理解し義務教育９年間を見通した系統的な教育を行うことで、小－小、小－中、家庭、地域の連携を深め教育効果を上げる。
○中学ブロックごとにそれぞれの特性を活かすことで魅力ある教育活動を展開する

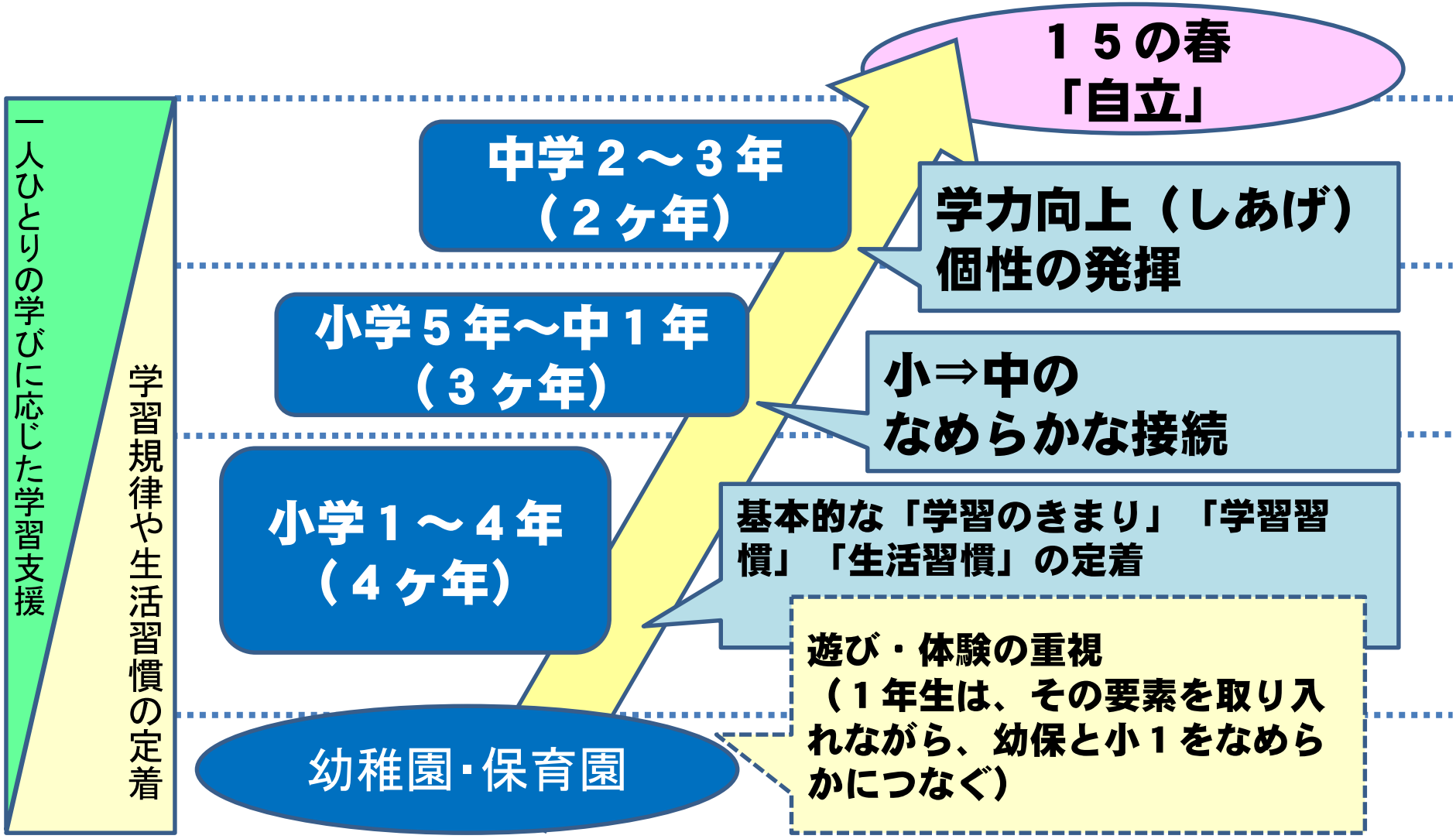

小中一体教育　その２「それぞれの連携についての全体図」

学力向上部会

授業規律や家庭学習ルールなどの共通理解。互見授業の実施など

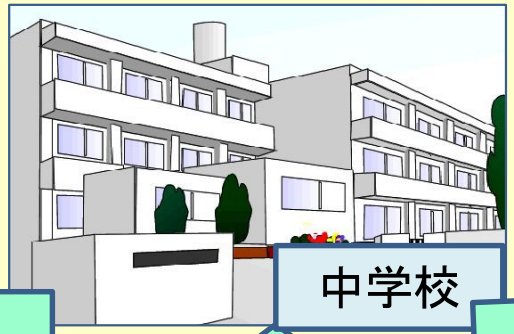

中学校

特別支援教育部会

子どもたちの様子を共有化し、必要に応じて授業観察を行うことで、小から中への支援体制をなめらかにつなぐ。

小・中の連携

小・中の連携

目指す子ども像

（例）

「〇〇を△△し
□□する
臼杵っこ」

小学校

小学校

小・小の連携

小・小の連携

人権・同和教育部会

市同研と連携して人権・同和教育のより一層の充実を図るとともに、児童生徒の理解を深める。

小学校

他ブロック

連携・支援

臼杵市教育委員会

子どもの学びをつないでいく

小中一体教育

幼稚園
保育園

小学校 ⇔ 中学校

自立期

子ども同士をつなぐ

中学校への夢や希望を抱く
・合同スケッチ大会
・乗り入れ授業
・中学校体験入学

仲良しの輪を広げる
・合同農泊体験
・稲刈り活動
・合同社会見学

思いやりの心を育む
・幼保小の連携
（交流活動、園への訪問）
・高齢者とのふれあい活動

教職員をつなぐ

学力向上部会
授業規律や家庭学習ルールなどの共通理解。
互見授業の実施など

特別支援教育部会
子どもたちの様子を共有し、必要に応じて授業観察を行うことで、幼保から小へまた小から中への支援体制をなめらかにつなぐ。

人権・同和教育部会
市同研と連携して人権・同和教育のより一層の充実を図るとともに、児童生徒の理解を深める。

家庭・地域をつなぐ

土曜ふれあい学校との連動

家庭学習の充実
・学習の手引き
・読み聞かせ
・家読（うちどく）

協育コーディネーターの活用
・ゲストティーチャー等での積極的な活用
・まなびリストの活用
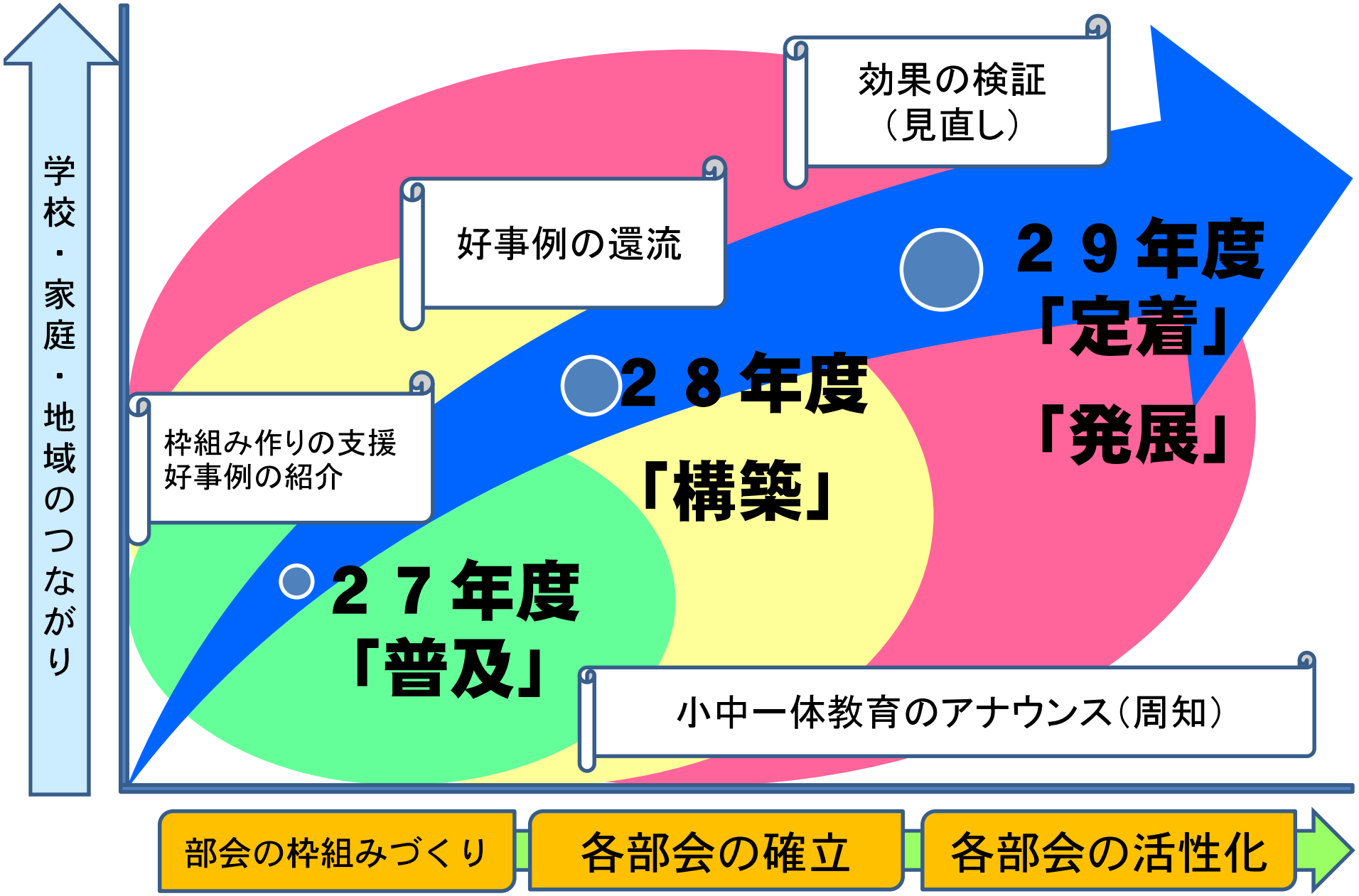
臼杵市小中一体教育の確立に向けた3ヶ年計画